

目黒区介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について（令和6年4月1日～）

令和6年度介護報酬改定に伴い単価の改定を行いました。主な変更点は以下のとおりです。

サービス種別			基本単位	加算・減算
介護予防ケアマネジメント			438 単位 → 442 単位 （+4 単位）	・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 を追加
訪問型 サービス	予防給付相当 サービス	A2	変更なし	・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ・ 同一建物減算Ⅱ、Ⅲ ・ 口腔連携強化加算 を追加
	区独自基準 サービス	A3	変更なし	・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 を追加
通所型 サービス	予防給付相当 サービス	A6	（要支援 1） 1,672 単位 → 1,798 単位 （+126 単位） （要支援 2、週 1 回程度） 1,714 単位 → 1,811 単位 （+97 単位） （要支援 2、週 2 回以上程度） 3,428 単位 → 3,621 単位 （+193 単位）	・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ・ 業務継続計画未策定減算 ・ 送迎未実施減算 を追加 ・ 運動器機能向上加算 ・ 事業所評価加算 を廃止 ・ 選択的サービス複数実施加算 → 一体的サービス提供加算 に変更
	区独自基準 サービス	A7	（要支援 1） 1,396 単位 → 1,501 単位 （+105 単位） （要支援 2、週 1 回程度） 1,431 単位 → 1,509 単位 （+78 単位） （要支援 2、週 2 回以上程度） 2,862 単位 → 3,017 単位 （+155 単位）	・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ・ 業務継続計画未策定減算 を追加 ・ 運動器機能向上加算 ・ 事業所評価加算 を廃止